

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
放送宣伝車	<p>放送宣伝活動をする自動車であって、次の1又は2のいずれかに掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 音声により放送宣伝を行う自動車          音声により放送宣伝を行う自動車は、次の各号に掲げる構造上の要件を満足していること。</p> <p>(1) 音声により放送宣伝を行うための設備（以下「放送設備」という。）を有しており、これらのうち、音声・音量等調整装置、マイクロホンは車室内において操作し、使用することができるものであること。</p> <p>(2) 車室内には、放送設備を用いて車外に放送する者の用に供する乗車設備の座席を有しており、かつ、この座席が固定された床面から上方に1,200mm以上の空間を有すること。この場合において、当該座席は、1人分の乗車設備に限り、特種な目的に使用するための床面積と見なすことができる。</p> <p>(3) 車体の外側には、放送設備のうち少なくとも前後方向を指向した拡声器を有すること。</p> <p>(4) 次の①又は②に掲げるいずれかの設備を有すること。</p> <p>① 演説等のためのステージ          演説等のためのステージは、次の要件を満足していること。</p> <p>ア ステージは、車体に設けられたものであること。</p> <p>イ ステージを利用する者の安全対策として、これらの者の転落防止等のための手すりを有し、床面は連続した平面であって、滑り止めを施したものであり、かつ、ステージの床面から上方に有効高さ1,600mm以上の空間を有すること。</p> <p>ウ 乗車設備からステージに安全に至ることができる通路を有すること。</p> <p>エ ステージが屋根部に設けられている場合にあっては、ステージに至るための安全に昇降できる階段、はしご等を有していること。</p> <p>② 放送宣伝活動に必要な資材、機材等を収納する専用の置場          放送宣伝活動に伴い使用するビラ、チラシ、パンフレット、ノボリ、横断幕等の資材、機材等を収納するための専用の置場は次の要件を満足していること。</p> <p>ア 車室内に設けられていること。</p> <p>イ 車室内の他の設備と隔壁、仕切り棒等により明確に区分されたものであること。</p> <p>(5) 物品積載設備を有していないこと。</p> <p>(6) 屋根部にステージを有する場合の「特種な設備の占有する面積」の取扱い          屋根部にステージを有する場合には、用途区分通達4-1-3③の「運転者席を除く客室の床面積及び物品積載設備の床面積並びに特種な設備の占有する面積の合計面積」に当該ステージの占める面積を加える場合に関し、特種な設備の占有する面積に当該ステージの占める面積を加えることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ボンネット内、フエンドの内側、自動車の下面、屋内・車室内・客室内等にある拡声器は、1(3)に適合していないものとする。</li> <li>• 1(4)②の設備は、積載量を算定しないものとする。</li> <li>• ルーフラック・キャリア等の各種ラック類、ボンネット、トランク、屋根本体、物品積載設備であった部位及びこれらに類する部位は、1(4)①「演説等のためのステージ」に該当しないものとする。</li> <li>• 物品積載設備であった部位の、いわゆる「あおり」は、1(4)①イの「手すり」に該当しないものとする。</li> </ul>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
	<p>2 映像により放送宣伝を行う自動車  映像により放送宣伝を行う自動車は、次の各号に掲げる構造上の要件を満足していること。</p> <p>(1) 次のア又はイのいずれかの場所に、映像により放送宣伝を行うための設備（以下「映像設備」という。）のうちの映像表示部を有すること。</p> <p>ア 車室外であって、運転者席より後方であり、かつ、車体の外表面以外の場所。  なお、物品積載設備であった床面に映像表示部を設けた場合における当該映像表示部は、この場合の車体の外表面とはみなさないものとする。以下(イ)において同じ。</p> <p>イ 車室内であって、運転者席より後方であり、かつ、当該自動車の側面又は後方の隔壁を開放することができる構造で、開放した場合に当該映像表示部全体が外から容易に見える場所。</p> <p>(2) 映像表示部は、一つの映像表示部につき連続した2㎡以上の表示面積を有すること。</p> <p>(3) (1)の映像表示部は、走行中に表示しない構造であること。</p> <p>(4) 車室内等に、映像を再生する装置、調整する装置等の設備を有すること。  ただし、外部から電波等の供給を受けて映像表示部に映像を表示するものにあつては、その電波を受信し、調整等する装置を有すること。</p> <p>(5) 映像装置を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。ただし、外部から動力の供給を受けることにより映像装置を作動させるものにあつては、動力受給装置を有すること。</p> <p>(6) 物品積載設備を有していないこと。</p>	